

# 農家負担金軽減支援対策事業の概要



全国土地改良事業団体連合会



# 農家負担金軽減支援対策事業

## 新規採択可能な事業

- 1 地域生産基盤保全強化支援事業  
(利子助成) 令和7年度  
新規
- 2 農地有効利用推進支援事業 (利子助成)
- 3 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業  
(利子助成)
- 4 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業  
(無利子貸付)

## 参考：事業継続のみ

- 1 土地改良負担金償還平準化事業  
(利子補給)
- 2 担い手育成支援事業 (利子助成)
- 3 経営安定対策基盤整備緊急支援事業  
(利子助成)

# 1. 地域生産基盤保全強化支援事業【利子助成】 令和7年度新規

国の補助を受けて実施された土地改良事業等<sup>\*</sup>の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成

※担い手育成農地集積事業の対象となる事業を除く。

認定期間：令和7年度～

実施期間：令和7年度～

## 採択要件（1～4のいずれかに該当）

- 1 目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。

| 採 択 時     | 目 標                     |
|-----------|-------------------------|
| 80%未満     | 10ポイント以上増加 <sup>*</sup> |
| 80～90%未満  | 5ポイント以上増加               |
| 90～95%未満  | 95%以上                   |
| 95～100%未満 | シェア増加                   |
| 100%      | 維持                      |

※①目標集積率 60%未満は採択しない。

※②目標集積率 8割以上、かつ、5ポイント以上増加する場合は上記の限りではない。

※③受益面積 3,000ha以上の地区で目標年度における集積率 50%以上、かつ、5ポイント以上増加する場合は上記の限りではない。

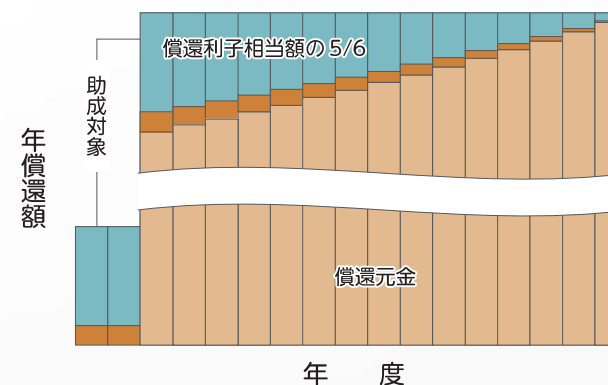
- 2 目標年度までに、高収益作物<sup>\*</sup>の生産額がおおむね 20%以上増加すること。

※高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。

- 3 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

- 4 先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること。

## 利子助成のイメージ



## 借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

県営事業において、54百万円を6年間（合計3億24百万円）2.05%、17年償還（うち据置2年）で借り入れた場合の最終償還までの負担額

|         |       |
|---------|-------|
| 償還利子額   | 69百万円 |
| △利子助成額  | 57百万円 |
| 実質利子負担額 | 12百万円 |

## 2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積が8割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って

- (1) 受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕
- (2) 農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

認定期間：平成30年度～  
実施期間：平成30年度～

| 採 択 時     | 目 標   |
|-----------|-------|
| 80%未満     | 80%以上 |
| 80～100%未満 | シェア増加 |
| 100%      | 維持    |

※採択時の集積率80%以上の地区が対象に追加

### 事業費助成型

#### 採 択 要 件

担い手への農地利用集積が目標年度（原則、対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度）において、上記のとおり増加することが確実と見込まれる地区。

#### 土地改良区等

事業費負担  
(借入・償還)

金融機関

利子助成

(受益者負担金の利子の5/6までが対象)

### 一括前払助成型

#### 採 択 要 件

土地改良事業償還金等の債務がある農地（特別賦課金等の対象農地）について、10年間以上の賃貸借契約に伴う賃借料を一括前払で借入れ、かつ、担い手への農地利用集積が目標年度（原則、対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度）において、上記のとおり増加することが確実と見込まれる地区。

#### 農地中間管理機構

一括前払の資金  
(借入・償還)

金融機関

借入金（一括前払金）の  
利子相当額を助成

出し手（農地所有者）

農地の貸出し  
10年間以上の賃料の一部で過去の事業費や水利費（未納分）を精算

受け手（耕作者）

農地の借受け  
一括前払金の償還が支障なく行える期間とする借受の契約（10年間以上）を締結

### 3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業【利子助成】

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等が以下の災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る土地改良法に基づいた土地改良事業等の受益者負担金の償還利息相当分を土地改良区等に助成  
但し、被災年を含めた3年間を上限

認定期間：平成19年度～令和11年度  
実施期間：平成19年度～令和13年度

#### 採択要件

被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が、次のいずれかの適用を受けていること。  
なお、災害関連事業は対象とならない。

《対象となる災害復旧事業》

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (2) 土地改良法第 87 条の 5
- (3) 海岸法第 5 条又は第 6 条
- (4) 地すべり等防止法第 7 条又は第 10 条
- (5) 独立行政法人水資源機構法第 12 条第 1 項第 3 号
- (6) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 9 号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法第 19 条第 1 項第 6 号

#### ◆利子助成対象農地の考え方

- (1) 被災を受けた農地。
- (2) 施設が被災し破損した場合はその影響を受ける農地。  
例：頭首工、用排水機場等が被災した場合はその影響を受ける農地。

#### ◆利子助成額の考え方

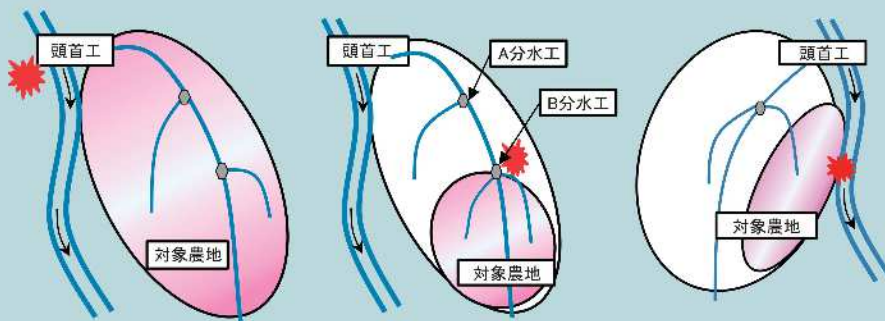
被災した農地（影響を受ける農地含む）の面積に応じて算出。  
【10a 当たりの当該年度利子額（1円未満切捨て）×被災農地面積】

#### ◆申請年度の考え方

- (1) 被災を受けた年度の申請に間に合わない場合は次年度申請が可能。
- (2) 2年目、3年目の申請は営農再開が困難な場合に限る。

#### 対象農地

〈頭首工が被災した場合〉 〈B分水工が被災した場合〉 〈河川が氾濫し農地が被災した場合〉



※但し、被災年を含めた3年間を上限とする。  
※負担元金は助成対象外。

## 4. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】

土地改良法に基づく土地改良事業等<sup>※</sup>の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、経営所得安定対策等支援計画に従って、受益者負担金の5/6に相当する額を限度に無利子貸付

※担い手育成農地集積事業の対象となる事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型を除く。

認定期間：平成19年度～令和11年度

実施期間：平成19年度～

### 採択要件（1～3のいずれかに該当）

- 1 目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。

| 採 択 時     | 目 標                     |
|-----------|-------------------------|
| 80%未満     | 10ポイント以上増加 <sup>※</sup> |
| 80～90%未満  | 5ポイント以上増加               |
| 90～95%未満  | 95%以上                   |
| 95～100%未満 | シェア増加                   |
| 100%      | 維持                      |

※①目標集積率 60%未満は採択しない。

※②目標集積率 8割以上、かつ、5ポイント以上増加する場合は上記の限りではない。

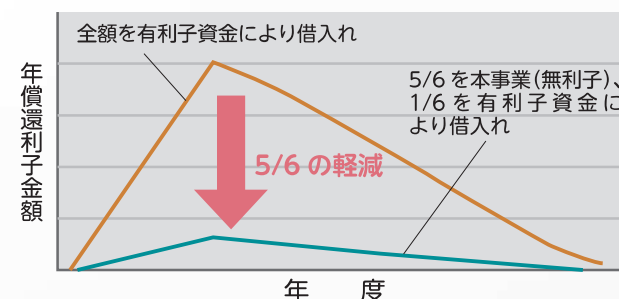
※③受益面積 3,000ha以上の地区で目標年度における集積率 50%以上、かつ、5ポイント以上増加する場合は上記の限りではない。

- 2 目標年度までに、高収益作物<sup>※</sup>の生産額がおおむね20%以上増加すること。

※高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。

- 3 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

### 支払利子の比較（イメージ）



借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

県営事業において、54百万円の5/6を無利子、1/6を2.05%で6年間（合計3億24百万円）17年償還（うち据置2年）で貸付を受けた場合、57百万円の利子が軽減される。

### 償還期限・償還方法

- ・25年以内（据置期間10年以内を含む）
- ・均等年賦償還

## ① 土地改良負担金償還平準化事業 【利子補給】

認定期間：平成2年度～平成16年度  
実施期間：平成2年度～令和19年度（予定）

土地改良事業負担金を円滑に償還するため、年償還金の一部を繰り延べるために借り入れた資金に対し、利子補給を行い、年償還金を平準化（平準化目標額（年償還金がピーク時年償還金の60%（H13まで70%））を超える期間を限度として、その超える部分を融資機関から資金を借り入れ、その借入利率が無利子となるよう利子補給）。

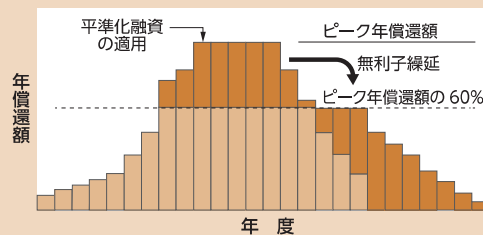
### 採択要件

平成5年度までに採択された事業で次の要件に該当する地区

- 次のいずれかに該当する地区
  - ① 転作率30%以上
  - ② 自由化関連作物作付率1/3以上
  - ③ 10a当たり事業費が3倍以上増加
  - ④ その他知事が必要と認める地区
- ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区
  - ① 10a当たり1万円以上（自由化関連作物以外の地区は3万円以上）
  - ② 戸当たり20万円以上
  - ③ その他知事が必要と認める地区

### 対象となる負担金

国営土地改良事業、水資源機構事業、森林総合研究所事業の受益者負担金、その他土地改良事業の借入れに係る償還金



## ② 担い手育成支援事業 【利子助成】

認定期間：平成7年度～平成12年度  
実施期間：平成7年度～令和8年度（予定）

担い手への農用地利用集積を積極的に取り組む地区について、年償還金がピーク時年償還額の70%を超える期間を限度として、助成限度利息2.0%を上回る利子相当額を助成。また、水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む地区で一定の要件を満たす場合、利子助成を加算（1%相当）。

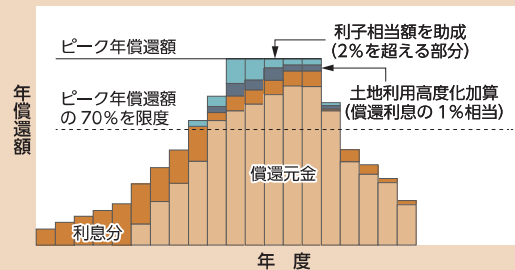
### 採択要件

平成5年度までに採択された事業で次の要件に該当する地区

- 事業認定後5年以内に、担い手の経営面積が3割以上増加
- ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区
  - ① 10a当たり1万円以上（自由化関連作物以外の地区は3万円以上）
  - ② 戸当たり20万円以上
  - ③ その他知事が必要と認める地区

### 対象となる負担金

国営土地改良事業、水資源機構事業、森林総合研究所事業の受益者負担金、その他土地改良事業の借入れに係る償還金



## ③ 経営安定対策基盤整備緊急支援事業 【利子助成】

認定期間：平成21年度～平成27年度  
実施期間：平成21年度～令和11年度（予定）

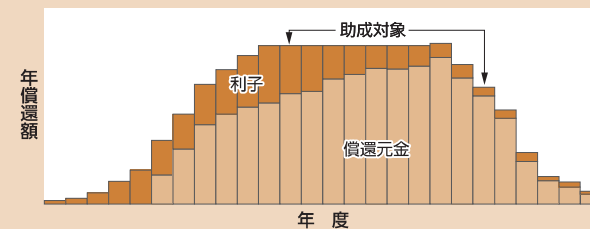
担い手への農地利用集積や面的集積等に取り組む地域において、各年度の事業地区における対象事業の受益者負担金に係る償還利息相当額を土地改良区等に助成金として交付。但し、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5以内。

### 採択要件

- 緊急支援計画に定める目標年度までに、担い手への集積要件について以下のいずれかに該当すること
  - ① 担い手農地集積率が一定の割合で増加
  - ② 担い手農地集約化率が一定の割合で増加
  - ③ 担い手数数の割合が一定の割合で増加
  - ④ 耕地利用率が一定の割合で増加
- 農家負担の要件について、以下のいずれかに該当すること
  - ① 農家負担率が一定の割合以上
  - ② 受益者負担金の合算年償還額が87千円/10a以上若しくは1,470千円/戸以上
- 人・農地プランを作成又は作成が確実と見込まれること

### 対象となる負担金

国営土地改良事業、水資源機構事業、森林総合研究所事業、土地改良法に基づき実施された補助事業の受益者負担金、その他土地改良事業の借入れに係る償還金





#### お問い合わせ先

全国土地改良事業団体連合会 管理システム研究部

〒102-0093

東京都千代田区平河町2丁目7-4 砂防会館別館4階

TEL 03-3234-5612 FAX 03-3234-5670

E-mail [futankin@inakajin.or.jp](mailto:futankin@inakajin.or.jp)

HP <https://www.inakajin.or.jp>